

●香川県広域水道企業団告示第5号

令和2年香川県広域水道企業団告示第14号（水道料金等の収納事務の委託（支所等における収納事務））の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月14日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
委託した収納事務	委託先の名称及び所在地	収納する場所（以下「支所等」という。）	委託年月日	委託した収納事務	委託先の名称及び所在地	収納する場所（以下「支所等」という。）	委託年月日
略				略			
水道料金（ <u>香川県広域水道企業団水道事業給水条例第29条に規定する旧小豆島町水道事業の給水区域に係るものに限る。</u> ）の支所等における収納事務	略			水道料金の支所等における収納事務	略		